

# 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和3年2月25日

北陸地方整備局信濃川河川事務所長 室永 武司

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 令和3年度信濃川大河津資料館管理補助業務
- (2) 業務内容 信濃川大河津資料館の開館時の管理の補助
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 信濃川大河津資料館

## 2. 企画競争参加資格要件

企画提案書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

### (1) 単体企業の要件

- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。  
ただし、有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
  - ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)
  - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
  - ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記書類を提出している者を除く。)
- 4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 地域に関する要件

新潟県内に本社、支店、営業所等を有していること。

### (3) 業務等実績に関する要件

下記に示される「同種又は類似業務」については、平成22年度以降に完了した業務(令和2年度完了予定の業務を含む)において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：公共施設としての河川整備に関する資料館等の管理業務

類似業務：公共施設としての資料館等の管理業務

### 3. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 営業拠点（本社(店)、支社(店)、営業所等）等の所在地
- (2) 同種及び類似の業務等の実績
- (3) 配置予定の業務管理者の資格
- (4) 当該業務の実施体制、実施方針
- (5) 特定テーマ  
新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた案内の工夫について
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

### 4. ヒアリングの実施

提出された企画提案書のうち、有効な企画提案書についての説明を受けるためのヒアリングは実施しない。

### 5. 手続等

- (1) 担当部局  
〒940-0098 新潟県長岡市信濃1丁目5番30号  
国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所 経理課契約係  
電話 0258-32-3021（経理課直通）内線224  
FAX 0258-39-6254
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
  - 1) 交付期間： 令和3年2月25日(木)から令和3年3月9日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
  - 2) 交付場所： 5. (1)に同じ
  - 3) 交付方法 手渡し又は郵送とする。郵送希望者は返送用の封筒（切手添付）を送付のこと。  
ただし、電子データでの交付を希望する場合は、5. (1)に示す担当部局に事前連絡を行い、記録媒体（CD-R等）を持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）すること。
- (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限：令和3年3月9日(火) 17時00分  
提出場所：5. (1)に同じ。  
提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）若しくは電子メールによること。（電子メールの場合には着信を確認すること。）  
電子メールでの送付先 shinano-keiri@hrr.mlit.go.jp

### 6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするるとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 上記2(1)2)に定める令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定を受けていない者も企画提案書を提出することができるが、見積合わせの時に於いて当該資格の認定を受けていなければならない。  
国土交通省競争参加資格の認定がなされた場合は、見積合わせ時の前までに「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出すること。
- (9) 契約締結日は令和3年4月1日(予算成立日が4月2日以降の場合は予算通知日)とする。  
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは、全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (10) 本業務の予定価格の作成にあたっては、令和3年度労務単価等を適用する。
- (11) その他の詳細は説明書による。